

公益法人の会計に関する研究会

(第3回)

議事次第

日 時：平成 25 年 10 月 24 日（木）10:00～12:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

1. 検討課題優先順位、スケジュールについて
2. 他制度や海外での小規模法人の取り扱い

【資料一覧】

- 〈資料 1-1〉 検討課題優先順位検討一覧（案）
- 〈資料 1-2〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題スケジュール（案）
- 〈資料 2-1〉 他制度の状況（営利企業）
- 〈資料 2-2〉 他制度の状況（消費生活協同組合）
- 〈資料 2-3〉 他制度の状況（NPO 法人）
- 〈資料 2-4〉 公益法人の規模等について
- 〈資料 2-5〉 米国における非営利組織の会計の枠組みと小規模法人の取り扱いについて

検討課題優先順位検討一覧（案）

平成25年10月24日

優先順位A

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容（Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ）
 - ・ ①現行の会計基準・運用指針の下での小規模法人向け方針案等の文書の作成、②現行の会計基準・運用指針の改正、③別途、小規模法人向けの会計基準の策定など、どのような方法が考えられるか。
 - ・ 法人会計の区分、貸借対照表内訳表、その他どのような内容項目につき、対応可能か。

- ✓ 小規模法人の定義（Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ）
 - ・ 負担軽減の内容ごとに範囲が異なるものか、基本的には共通の範囲で対応できるか。
 - ・ 資産、収入等の客観的なデータで範囲が決められるか。

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について（Ⓐ）
 - ・ 法令上、会計基準その他の会計慣行を「しん酌」するとされている規定の解釈について会計基準の議論の前提として意見交換。

- ✓ 基準に規定が無い場合の対応（Ⓐ）
 - ・ 公益法人の目的・特性を踏まえて考える必要があるのではないか。どのような事項について、企業会計基準と同じ考え方でよいか、またどのような事項について、異なる考え方をとる必要があるか。

○制度と会計基準の分離可能性（Ⓐ）

- ・ 会計基準のうち、公益法人制度上の要請と切り離せる、又は、切り離したほうがよい内容項目があるのか（個別項目の議論の前提として意

見交換)。

○法人会計の区分（必要性）（㊱・㊲）

- ・公益法人制度の要請を踏まえつつ、会計基準上、どのような改善（簡素化）が考えられるか。

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善（㊱・㊲・㊳）

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性（㊱・㊷）
 - ・公益法人制度の要請を踏まえつつ、会計基準上、作成義務の緩和が可能か、その他どのような改善（簡素化）が考えられるか。
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表（㊱・㊷）
 - ・事業費と管理費の範囲をより明確にできるか。
 - ・正味財産残高の表示方法について、運用上わかりやすくする方法はあるか。

優先順位B

○財務三基準の解釈・適用

- 以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計基準の議論としてどう考えるか。

✓ 収支相償（㊱・㊲・㊴）

剰余金の使途の考え方についてどう整理するか。

- ・翌事業年度での事業拡大、特定費用準備資金、公的保有財産の取得につき認められる範囲
- ・法人個別の事情（借入金の返済への充当、債務超過法人の赤字解消）につき認められる範囲
- ・法人会計の黒字について、合理的と認められる範囲

指定正味財産からの振替についてどう整理するか。

- ・控除対象財産の6号財産として整理すると収支相償はクリアできるが、指定正味財産の考え方（事業区分別、元本と運用益）を整理できるか。

- ✓ 公益目的事業比率（Ⓐ・⑦）
 - ・事業費の配賦の考え方（支払利息など）はどう整理するか。
- ✓ 遊休財産規制（Ⓐ・Ⓑ・⑥）
 - ・控除対象財産の6号財産と指定正味財産の定義をどう整理するか。

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係（Ⓐ・Ⓑ・⑦）
 - 別表Hの改善策につき意見交換

○財務三基準以外の個別項目

日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法（Ⓐ・⑦）
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示（Ⓐ・Ⓑ・⑦）
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方（Ⓐ・Ⓑ・⑦）
- ✓ 他会計振替の考え方（Ⓐ・Ⓑ・⑦）
- ✓ 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応（Ⓑ）
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応の在り方（Ⓑ）
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性（⑦）
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記（Ⓐ・⑦）

優先順位C

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表 C(2)の控除対象財産と財務諸表の関係（Ⓐ・Ⓑ）
 - ・貸借対照表内訳表との具体的な関係（勘定科目）の整理が必要か。
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係（Ⓐ・Ⓑ）
 - ・貸借対照表内訳表との具体的な関係（勘定科目）の整理が必要か。

○会計基準の設定主体の在り方（Ⓐ・Ⓑ）

- ・個別項目の議論を踏まえて、考えうる将来像について意見交換。

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化（⑦）

- ・一般法人が適用する会計基準について対応可能か。

※検討課題提出元

- Ⓐ：公益財団法人公益法人協会
- Ⓑ：日本公認会計士協会
- Ⓑ：委員
- ⑦：アンケート結果

公益法人の会計に関する研究会検討課題スケジュール(案)

(平成25年10月~)

2013.10.24

	開催日時	項目	備考
第3回	10月24日(木) 10時~12時	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い	議論の結果を常勤会議、委員会へ報告
第4回	11月	○公益法人会計基準の適用の在り方 ✓ 法令の解釈、FAQの内容の議論 ○制度と会計基準の分離可能性について意見交換 ○小規模法人の負担軽減策 (法人からのヒアリング)	ヒアリングの実施(2法人程度)
第5・6回	12月・1月	○小規模法人の負担軽減策の議論 ・法人会計区分の必要性 ・貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表の必要性を含む ・対象法人の考え方	
第7回	2月	○小規模法人の負担軽減の方向の取りまとめ ○会計基準の適用の考え方の整理	・検討結果につき、常勤会議、委員会へ報告 ・中間的な報告の取りまとめ
第8回	3月	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○他の個別項目の考え方	
第9回	4月又は5月	○個別項目の考え方(継続)	
第10回	6月	○個別項目の考え方(継続)	
第11回	7月	○個別項目の考え方(継続)	
第12回	8月	○定期報告書類等その他の検討課題	これまでの検討結果を常勤会議、委員会へ報告
第13回	9月	○検討結果のまとめ	(拡大常勤委員会議との

			合同開催か?) ・パブリックコメント実施
第14回	11月	○パブリックコメントを受けて検討結果の最終まとめ	結果を常勤会議、委員会へ報告

●第8回以降の個別項目の検討に当たっても、必要に応じてヒアリングを実施。

「中小企業の会計に関する基本要領」 (中小会計要領)の概要

平成24年2月
中小企業の会計に関する検討会

検討の背景 ①「経緯」

中小企業の会計に関する必要性

わが国の会計基準が国際会計基準(IFRS)へのコンバージェンスを進める中、上場企業とは資金調達の手段や事業活動の態様等が異なる中小企業の会計のあり方を検討する必要性が指摘される。

中小企業の会計について検討する「研究会」及び「懇談会」設置(平成22年2月)

- 中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置。(同年9月「中間報告書」取り纏め。)
- 企業会計基準委員会等の民間団体が「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置。(同年8月「報告書」取り纏め。)

<両報告書の結論>

新たに、中小企業の実態に即した「中小企業の会計処理のあり方を示すもの」を取り纏めるべき等の方向性が示される。

中小企業の会計に関する検討会(平成23年2月)

新たな「中小企業の会計処理のあり方を示すもの」を検討すべく、中小企業関係者等が主体となり、金融庁及び中小企業庁が事務局となって「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」を設置。

中小企業の会計に関する基本要領

今般、中小企業の実態に即した新たな会計処理のあり方を示すものとして、「中小企業の会計に関する基本要領」を策定。

検討の背景 ②「中小企業の実態」（「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」（中小企業庁）より）

主に地銀・金融機関からの資金調達

- 資金調達の方法としては、新株発行や起債といった資本市場で資金調達を行うことはほとんどなく、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借り入れが中心。

情報開示の開示先と開定期間

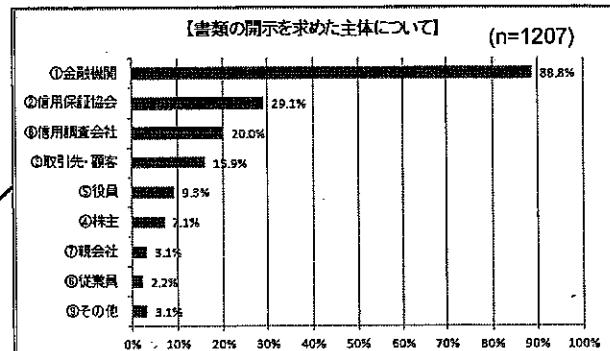
- 中小企業は、所有と経営が一致しており、通常は株式の譲渡制限が付されており株式が第三者に自由に流通することは想定されていない。利害関係者は限られており、計算書類等の開示先は、主として、取引金融機関、主要取引先、既存株主等に限られる。

税法を意識した会計処理

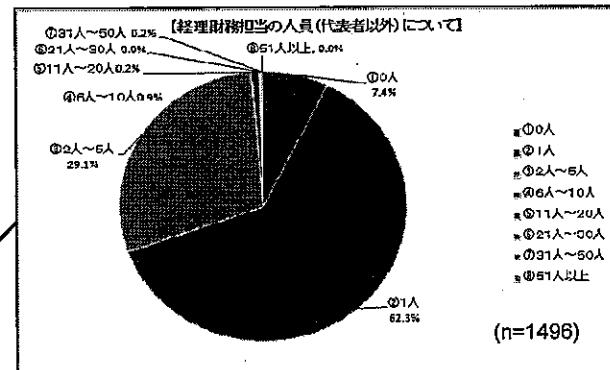
- 多くの中小企業では、税務申告が計算書類等作成の目的の大きな割合を占め、法人税法で定める処理を意識した会計が行われている。

限られた経理体制

- 経理担当者の人数が少なく、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持っていない。



(出典)平成22年度「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁)



(出典)平成22年度「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁)

2

中小会計要領の内容 ①-1「総論」

中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)の概要

【総論】

<目的>

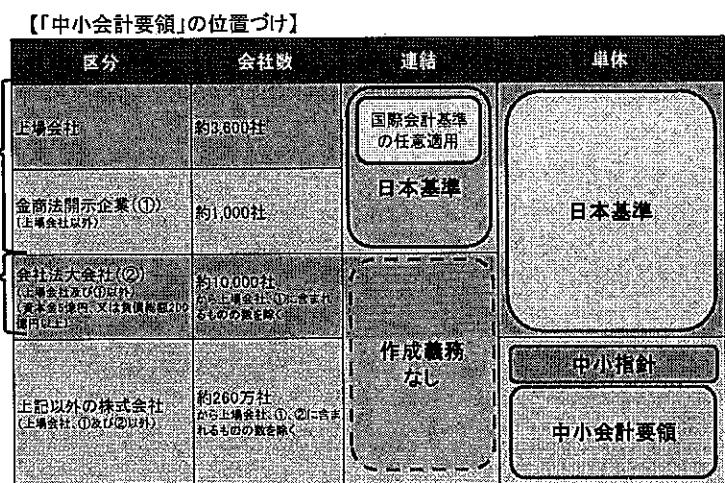
- 以下の考えに立って作成。
- ・経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
 - ・利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
 - ・実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
 - ・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

<本要領の利用が想定される会社>

以下を除く株式会社が想定される。

- ・金融商品取引法の規制の適用対象会社
- ・会社法上の会計監査人設置会社

(注)中小指針では、「とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。」とされている。



(出典)非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

3

中小会計要領の内容 ①-2「総論」

中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)の概要

【総論】

＜継続性の原則＞

継続性の原則について、他の企業会計原則とは別に記載。会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があり、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する。

＜国際会計基準(IFRS)との関係＞

「中小会計要領」は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、IFRSの影響を受けないものとした。

＜記帳の重要性＞

経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。他の企業会計原則とは別に記載。記帳は全ての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。

4

中小会計要領の内容 ②「各論」

中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)の概要

【各論】(抜粋)

＜貸倒引当金＞

決算期末における貸倒引当金の計算方法として、原則的な処理の他に、法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法も例示している。

＜有価証券＞

有価証券の評価方法を、法人税法と同様に、売買目的有価証券以外は原則取得原価での計上とし、事務負担の軽減に配慮している。

＜棚卸資産＞

中小企業は法人税法上認められている「最終仕入原価法」で評価していることが多い実態を踏まえ、「最終仕入原価法」を他の評価方法とともに利用できることとしている。

＜引当金＞

退職給付引当金について、適正な損益計算を行う観点から、当期末における自己都合支給額を基に計上しなければならない旨を明記。従業員の在職年数等企業の実態に応じて合理的に引当金額を計算し、自己都合支給額を基礎として、例えば、その一定割合を計上することとしている。

＜その他＞

中小企業の実務で使われている基本的な14項目の会計に限定。「税効果会計」や「組織再編の会計」等は盛り込んでいない。

5

中小会計要領の内容 ③「企業会計基準及び中小指針との違い(例)」

	中小会計要領	中小指針	企業会計基準
想定対象	中小指針と同じ。(中小企業) 中小指針と比べて専門会計処理を することができるが適当と考えられる中小企 業	右記以外(中小企業) とりわけ会社参与設置会社	金商法の適用対象会社 会社法上の大会社
国際会計基準 との関係	実務的な継続利用を目指し、国際会 計基準の影響を受けるものとして いる。	これまで国際会計基準とのコンペ ティシティ等による企業会計基準の改 訂を実施している。	これまで国際会計基準とのコンペ ティシティを実施している。
各論の 項目数等	項目数: 基本的な14項目(税効果会 計、組織再編の会計等は盛り込んで いない) 内容: 本要領の利用を想定する中 小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な 限り平易に記載	項目数: 18項目(税効果会計、組織 再編の会計等も規定) 内容: 中小会計要領よりも詳細に記 載	企業取引の会計処理全般を網羅的に 規定
税務上の処理 の取扱い	実務における会計慣行を踏まえて規 定	以下の場合に適用できる。 ・会計基準がなく税務上の処理が実 態を適正に表していない場合 ・あるべき会計処理と重要な差異が ない場合	副次的に考慮するものとされている
<例1> 有価証券の期 末評価	原則として、取得原価	条件付で取得原価を容認 (市場価格のある株式を保有してい ても多額でない場合)	市場価格のある株式は時価評価
<例2> 棚卸資産の評 価方法	最終仕入原価法を容認	条件付で最終仕入原価法を容認 (期間損益の計算上著しい弊害がな い場合)	重要性のないものを除き、最終仕入 原価法は不可

6

(参考)検討メンバー

(平成24年2月1日現在)

中小企業の会計に関する検討会 委員等名簿

(50音順、敬称略)

岩崎 博之 全国商店街振興組合連合会 専務理事
大橋 正義 中小企業家同友会全国協議会 政策委員長
小此木 良之 全国信用金庫協会 常務理事
黒木 宏近 全国信用組合中央協会 常務理事
品川 芳宣 早稲田大学大学院 会計研究科 教授【座長代理】
高木 伸 全国銀行協会 理事
寺田 篤雄 全国商工会連合会 専務理事
西川 郁生 企業会計基準委員会 委員長
眞鍋 隆 全国中小企業団体中央会 専務理事
万代 勝信 一橋大学大学院 商学研究科 教授【座長】
宮城 勉 日本商工会議所 常務理事

以上11名

(事務局)

中小企業庁 事業環境部財務課
金融庁 総務企画局企業開示課

(オブザーバー)

法務省 民事局参事官室

中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ 委員等名簿

(50音順、敬称略)

青山 伸悦 日本商工会議所 理事 産業政策第一部長
上西 左大信 日本税理士会連合会 常務理事 調査研究部長
瓜田 靖 中小企業家同友会全国協議会 政策局長
及川 勝 全国中小企業団体中央会 政策推進部長
大杉 謙一 中央大学法科大学院 教授
芦野 恽成 全国商工会連合会 企業支援部長
河崎 照行 甲南大学 会計大学院 院長
木村 挙二 愛知産業株式会社 監査役
桑原 龍司 光陽産業株式会社 監査役
坂本 孝司 税理士法人坂本&パートナー理事長 税理士 米国公認会計士
櫻庭 周平 櫻庭公認会計士事務所 公認会計士 税理士
澤田 真史 日本公司会計士協会 理事
品川 芳宣 早稲田大学大学院 会計研究科 教授
高野 和彦 商工組合中央金庫 経営企画部 主計室長
野竹 弘幸 大東京信用組合 常勤理事 財務部長
浜野 光淑 全国商店街振興組合連合会 総務課長
都 正二 企業会計基準委員会 委員
弥永 真生 筑波大学 ビジネス科学研究科 教授【座長】
吉田 雅之 城北信用金庫 審査部 副部長
吉原 哲也 三菱東京UFJ銀行 融資部 次長

以上20名

(事務局)

中小企業庁 事業環境部財務課
金融庁 総務企画局企業開示課

(オブザーバー)

法務省 民事局参事官室

(テクニカル・アドバイザー)

小賀坂 敦 企業会計基準委員会主席研究員

7

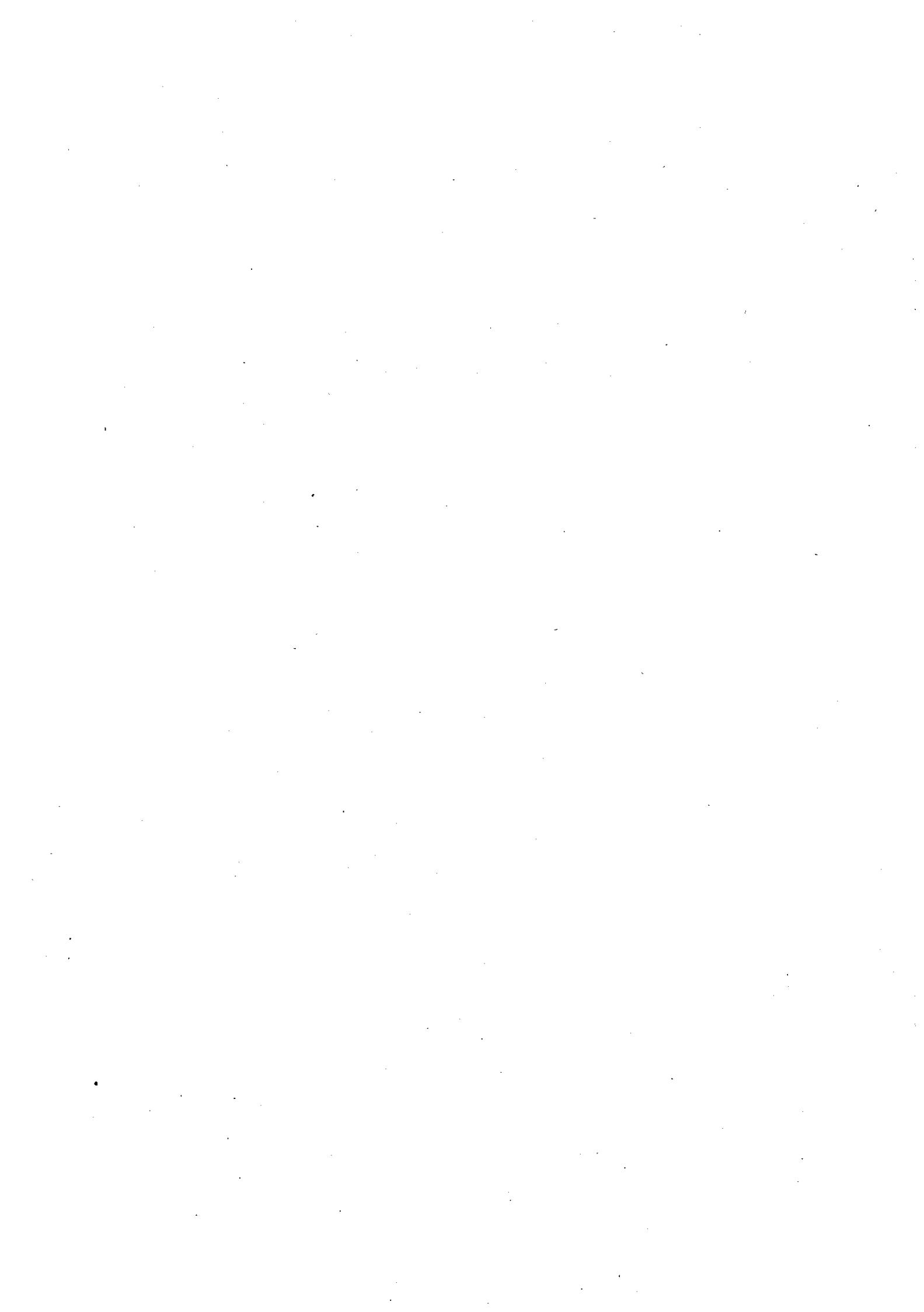
資料2-2
他制度の状況
(消費生活協同組合)

○生協における会計の取り扱いについて

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下、生協とする。）の会計については、消費生活協同組合法施行規則第66条の規定において、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行をしん酌しなければならない。」こととされている。

その運用については、厚生労働省の通知において、基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行うこととともに、同通知に生協固有の性格や事業の特質等を配慮する必要のあるものについての規定を設けている。

また、中小規模の生協については、中小企業の会計に関する指針を参考することを認めているが、その定義についての規定は置かれていない。



会計基準の論点整理

市民活動促進担当
平成25年10月9日

前回指摘された現状と課題

○課題

- (1) NPO法人会計基準の適用について
 - ・活動歴の長い法人・大規模法人・福祉系法人での普及率が低い傾向
 - ・情報公開を担保する仕組みが十分に機能しているか疑問
- (2) 従来の収支計算書の経過措置について
 - ・特定非営利活動促進法附則6条において、経過措置として、「当分の間」活動計算書でなく、従来の収支計算書の作成が認められている
- (3) 会計基準を適用する法人の規模について
 - ・小規模の法人は経理数字を扱うことに苦手意識
 - ・専門家による外部監査が行われていない。
- (4) NPO法人会計基準の内容について
 - ・同一の会計的な事象には法人組織形態に関わらず共通的な会計処理が行われるべき
 - ・法人組織形態による独特の会計処理については、同一の法人組織形態で比較可能性が担保されなければならない
- (5) 会計基準の認識について
 - ・所轄庁における会計基準の理解が十分か疑問
 - ・タイトルだけ活動計算書にしている法人が多い
 - ・注記の記載が非常に少ない

(参考)附則第6条 (略)
2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
3、4 (略)

特定非営利活動促進法(抄)

第27条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならぬ。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

第28条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに…(中略)…を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

3 特定非営利活動法人はその社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(略)

二、三 (略)

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第30条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第72条 内閣総理大臣および所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2

提案された対応策と論点(1)

○提案された対応策

(1)NPO法人会計基準の適用をある程度強制すべきではないか。

○強制する場合、会社計算規則並みの基準を満たすNPO法人に限定するか。金融商品取引法の規定見合いとなるNPO法人とはどのような団体か。公益法人会計基準同様、認定審査の過程で実質的に求められるとするか。
(注)現行の認定NPO法人制度においては、青色申告法人並みの帳簿保存が求められていることから、複式簿記による帳簿作成は実質的に求められている。

○障害のある方の就労支援等を担っているNPO法人の場合、厚生労働省から別途作成すべき会計書類の作成が求められているにも関わらず、NPO法人会計基準を強制することで、2つとも作らせることを求めるべきか。

○NPO法の趣旨に鑑み、開示されている情報に基づいて自ら寄附先を選択する市民力を育成していくことが重要であり、その観点から会計基準は法律では強制するべきものではないのではないか。

(2)附則6条の経過措置を廃止すべきではないか。

○経過措置を廃止した場合、NPO法人はその変更に対応することは可能か。
(注)経過措置廃止後、収支計算書を作成した場合には、法第80条第4号の規定に基づき、過料通知の対象となる。

(3)小規模な零細法人と大規模法人は、分けて検討すべきではないか。

○小規模零細法人について、もう少し簡単な報告様式を認めるべきではないか。
・NPO法人会計基準で提示している零細法人向けの様式例の周知では足りないか。

○会計基準の適用について、小規模法人には負担が重いとしても一定のガバナンスの効いたものが作成されるべきではないか。
・第3回信頼WGIにおいて提示した事業報告書の様式例の変更では足りないか。

○一定規模以上の団体には監査を義務付けることも検討すべき。
・公益法人については、収益の額が1,000億円以上、費用および損失の額の合計額が1,000億円以上、負債の額が50億円以上のいずれかに該当する場合には、会計監査人をおくこととされているが、該当する法人がほとんどいないと思われる基準をNPO法人に設ける意義はあるか。

3

提案された対応策と論点(2)

○提案された対応策

- (4) NPO法人会計基準を監査の対象とするため、ボランティア評価益の計上を初め、基準の見直しを含めて議論すべきか。
○ボランティアの経済的価値を把握することは、NPO法人の活動実態を把握する上で重要ではないか。
○現在、「金額を合理的に算定できる場合」に注記への記載、「金額を客観的に把握できる場合」に活動計算書への計上ができるとされている。しかし、他の会計基準に例をみない基準であることから、「合理的」「客観的」をどのように測るか。ボランティアを勤員する他の法人形態の基準との整合性をどのように図るか。
○基準の見直しを行うとして、どのようなプロセスで行われることが望ましいか。
- (5) NPO法人会計基準の普及を図るためにNPO法人の他に、所轄庁、支援組織、会計専門家に対しても正しい理解と協力が必要があるのではないか。
○NPO法人会計基準の普及させるためには、所轄庁、支援組織、会計士協会、税理士会の協力が不可欠。
○行政が委託や助成を行う際には、団体の組織運営の健全性を重視しており、人件費の多寡を以て判断しないこと等、行政が判断する際の基準等についてもNPO法人に正しく理解してもらうことが必要ではないか。

○その他留意点

- (1) 会計基準を義務化させる場合、①税制上の優遇措置の対象法人、②行政からの助成金や補助金を受けるための条件とする等の規制、③公認会計士、税理士等の専門家による普及という手順で行ってはどうか。
- (2) NPO法人会計独自の取扱は極力少なくすべき(同じ会計事象には同じ原則を活用)
- (3) NPO法の制度趣旨は、行政指導よりも市民監視による自浄作用が原則
- (4) NPO法人の活動にも当然に人件費は発生するので、その理解を求めるこも必要。

公益法人の規模等について

○ 公益目的事業のみを行う法人数

平成25年10月1日現在、登記を完了している法人につき、データを集計した結果は以下のとおりとなる。

公益法人数	8,531
公益事業のみを行う法人数	4,527 53.1 %

(参考)

収益事業を行う法人数	2,750	32.2 %
その他事業を行う法人数	2,317	27.2 %
収益事業を行いかつその他事業を行う法人数	1,063	12.5 %

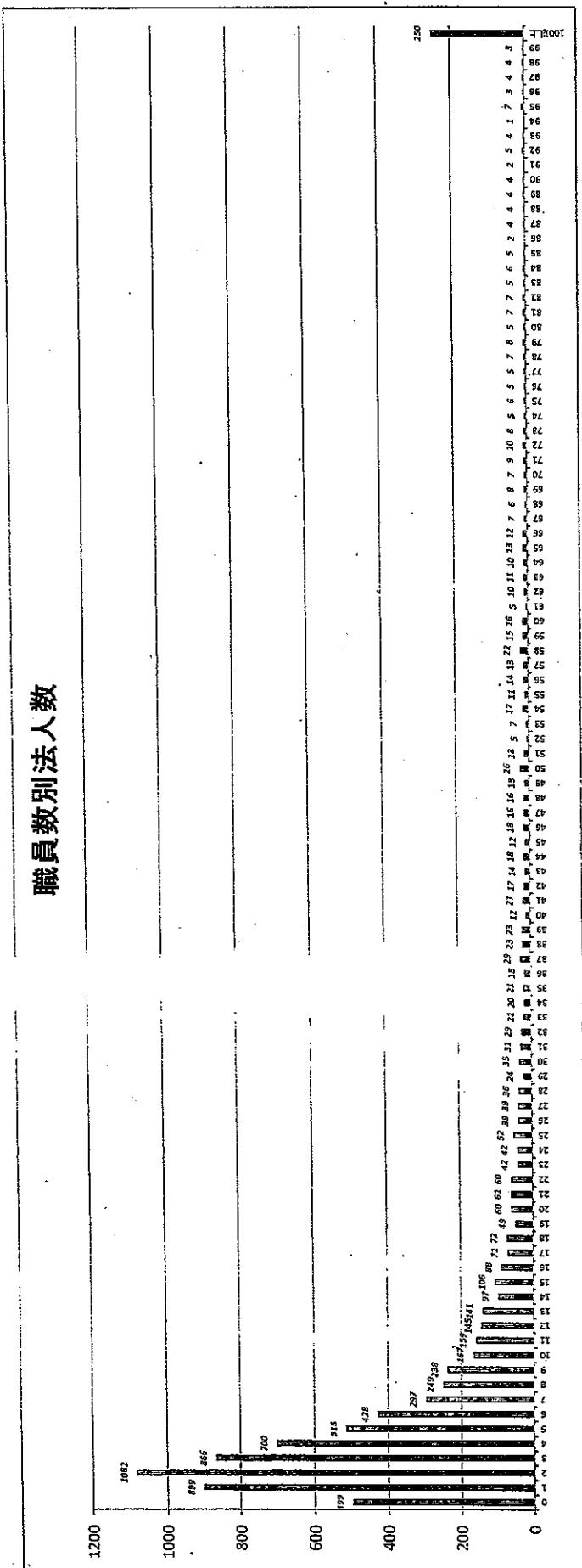
○ 各種のデータによる公益法人の規模

平成25年10月1日現在、定期提出書類提出済み法人につき、公益法人の規模に関する事項ごとに法人の分布をみると、母数となる法人を小規模なものから並べて、おおむね50%、70%の法人が含まれる数値は以下のとおりとなる。(詳細については、別添資料参照。なお、本データは、現在精査中のものであり、暫定的な結果である。)

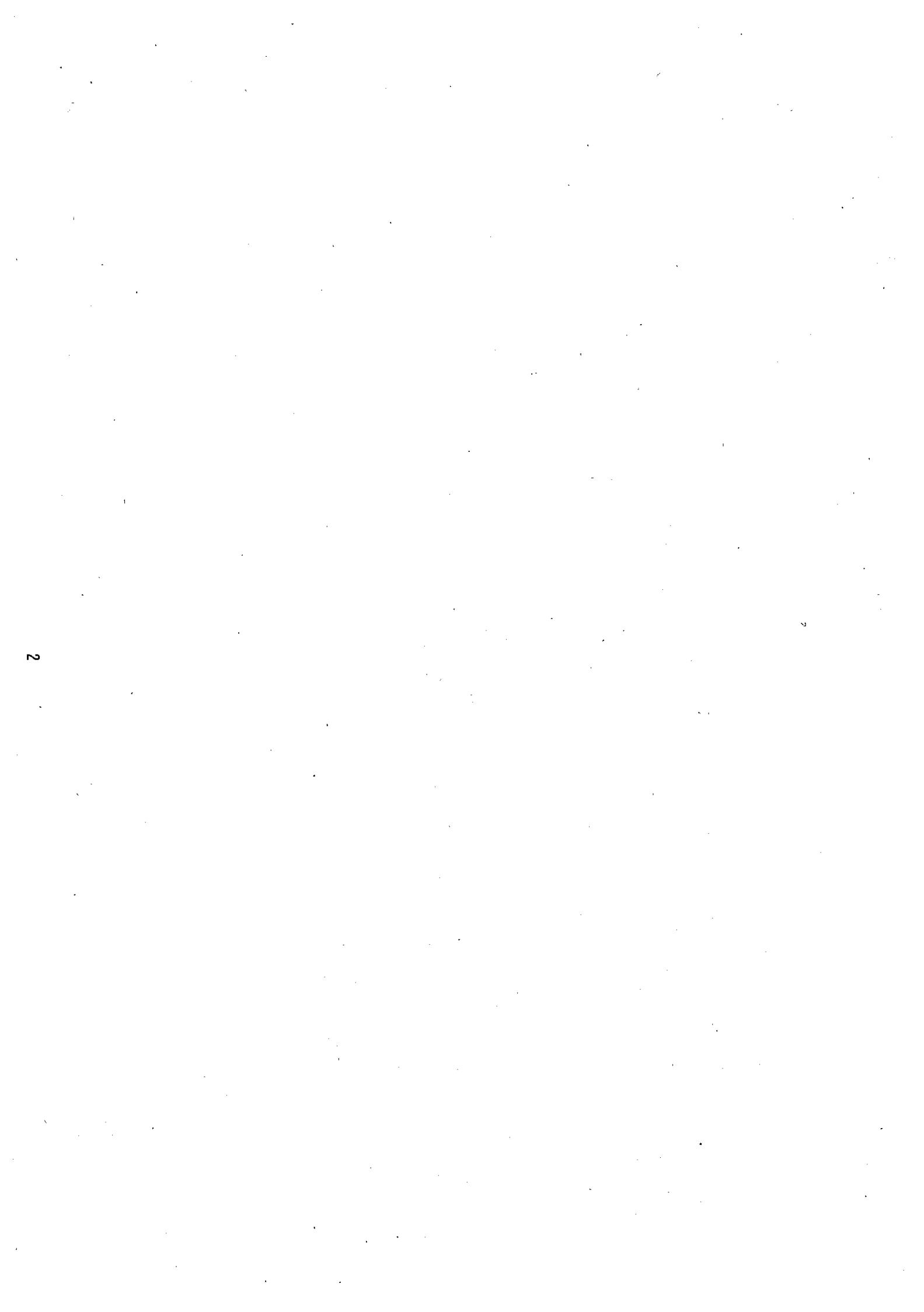
(単位:円)

項目	母数※ (法人数)	人数・金額	
		法人数割合50%	法人数割合70%
従業員数	8,531	5人	10人
資産規模（公益社団法人）	1,424	60,000,000	110,000,000
資産規模（公益財団法人）	2,069	660,000,000	1,600,000,000
経常収益	3,010	30,000,000	110,000,000
公益目的事業の対価収入	3,508	14,000,000	100,000,000
会費収入（公益社団法人）	1,429	1,000,000	4,000,000
寄附金収入	3,508	0	2,000,000
金融資産運用収入	3,508	0	2,000,000

※母数となる法人は、定期提出書類に当該項目の記載のあるものを対象としているので、項目により数に相違がある。



(平成25年10月1日現在)
公益法人 853法人
最大値 5400人

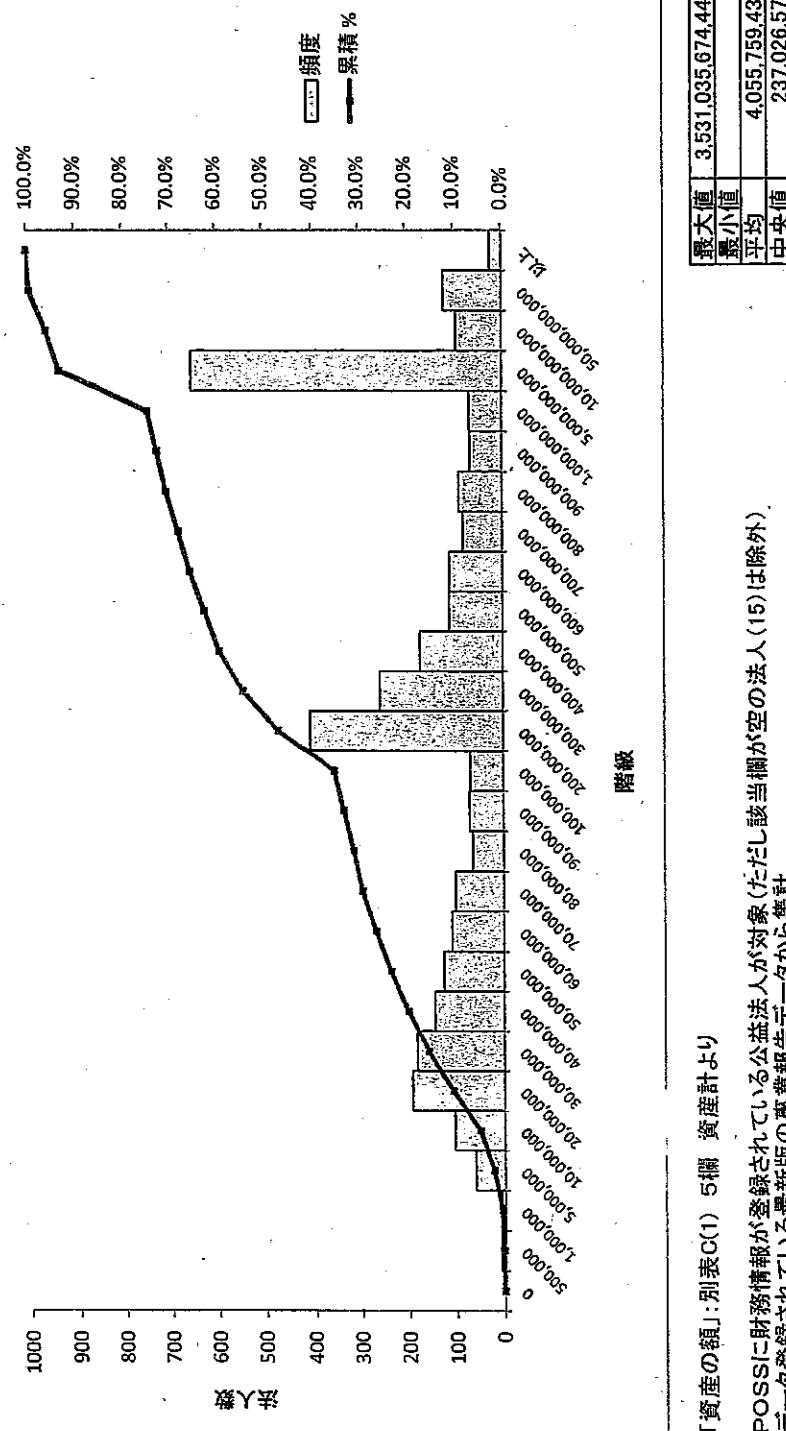


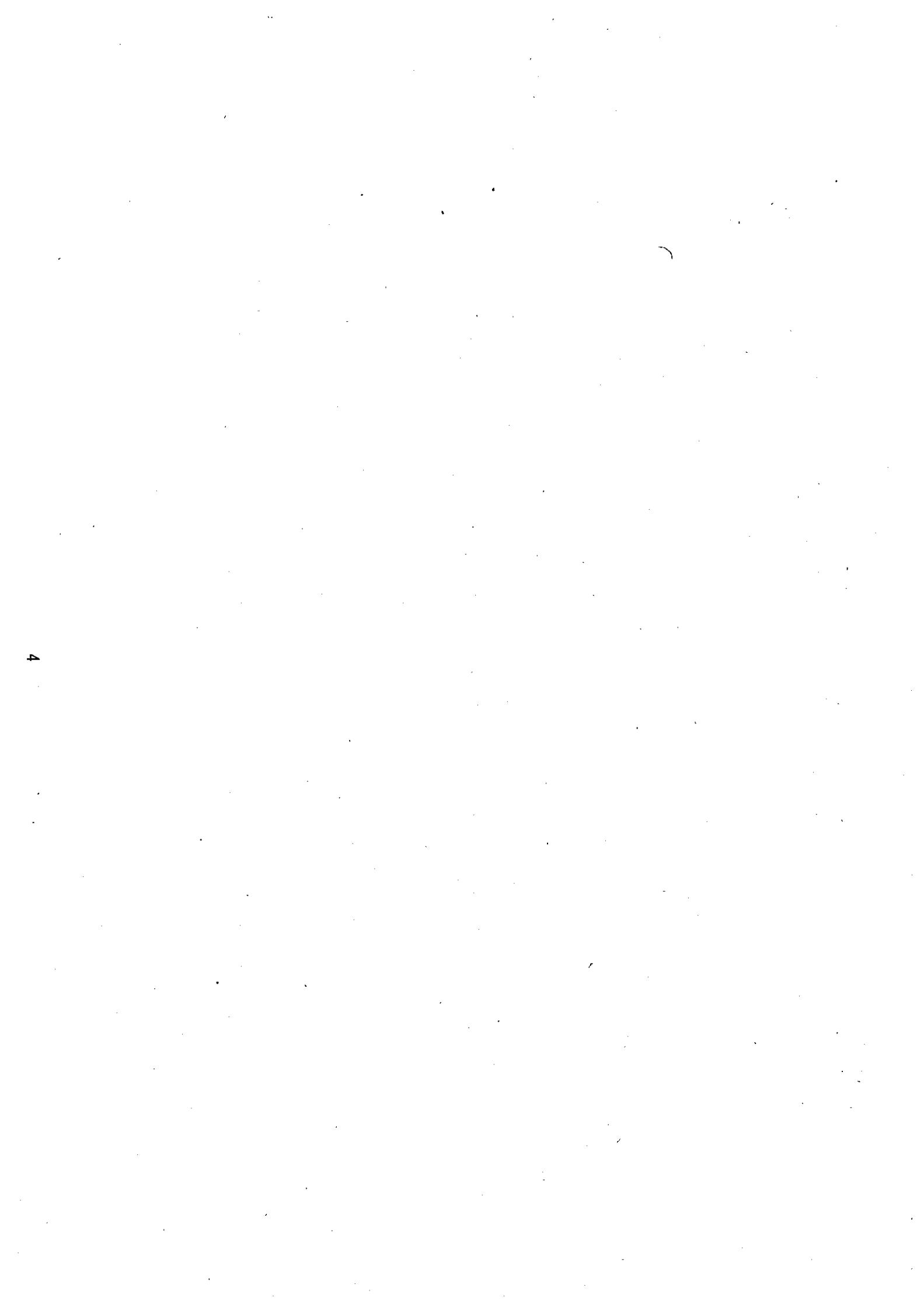
階級	法人数	累積 %
0	0	0.0%
500,000	7	0.2%
1,000,000	7	0.4%
5,000,000	61	2.1%
10,000,000	104	5.1%
20,000,000	193	10.6%
30,000,000	183	15.9%
40,000,000	144	20.0%
50,000,000	125	23.6%
60,000,000	108	26.7%
70,000,000	100	29.5%
80,000,000	64	31.4%
90,000,000	71	33.4%
100,000,000	69	35.4%
200,000,000	407	47.0%
300,000,000	257	54.4%
400,000,000	174	59.4%
500,000,000	111	62.6%
600,000,000	110	65.7%
700,000,000	82	68.1%
800,000,000	90	70.6%
900,000,000	67	72.5%
1,000,000,000	68	74.5%
5,000,000,000	652	93.2%
10,000,000,000	95	95.9%
50,000,000,000	120	99.3%
以上	24	100.0%

3493

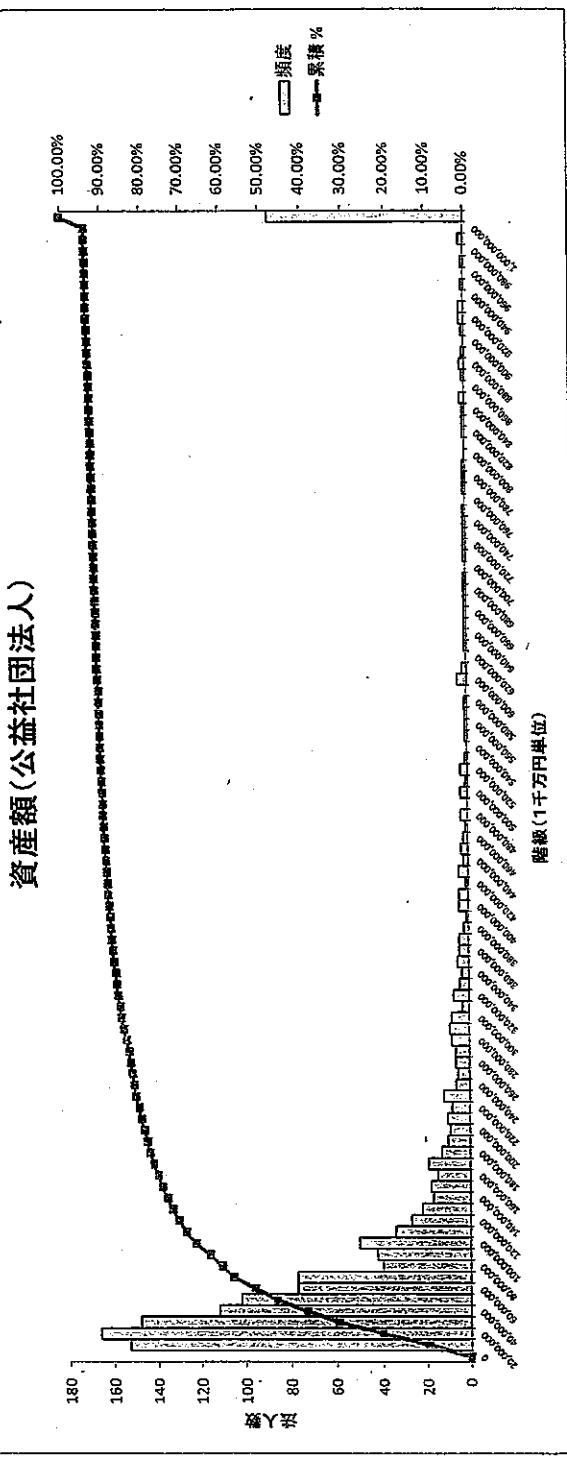
※階級の見方
 *より大きい50万円以下の法人:7
 *より大きい100万円以下の法人:7
 ...

ヒストグラム



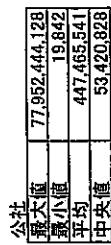


ヒストグラム



「資産の額」別表C(1) 5個 資産計より

POSSIに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計



公社

最大値

最小値

平均

中央値

77,952,444,128

19,842

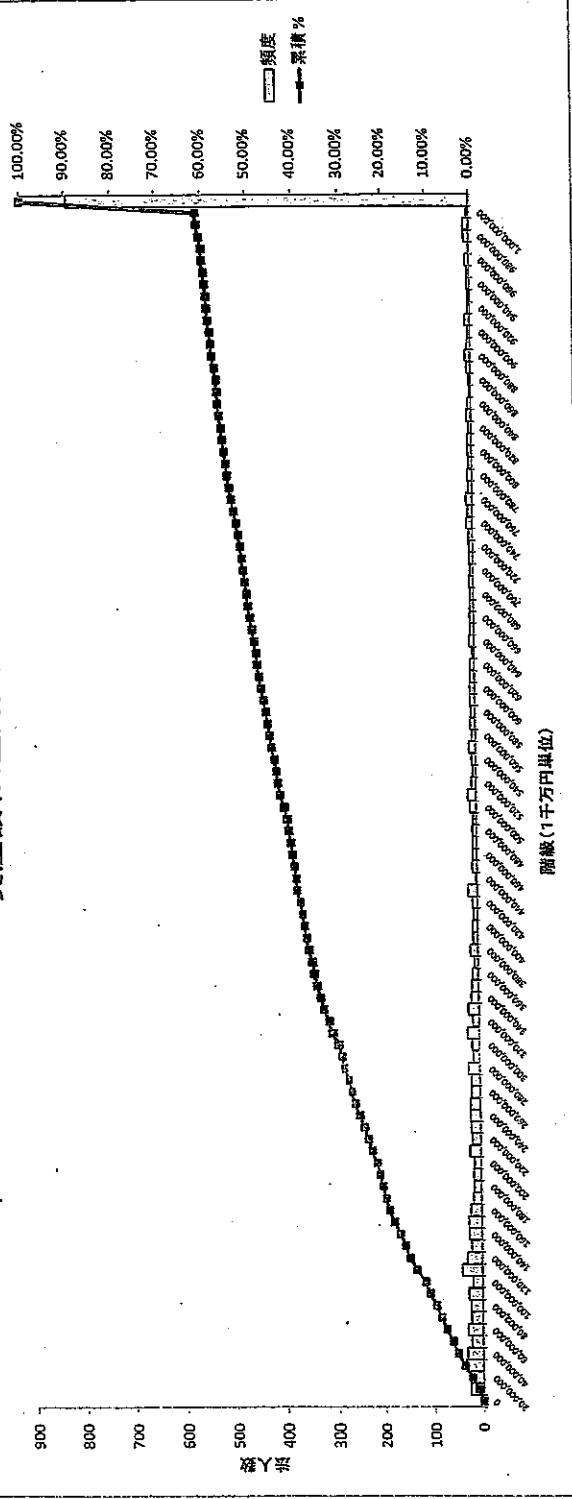
447,465,541

53,420,828

ヒストグラム

階級	法人数	累積%
10,000,000	0	0.00%
20,000,000	26	1.26%
30,000,000	27	2.56%
40,000,000	35	4.25%
50,000,000	32	5.80%
60,000,000	23	6.91%
70,000,000	31	8.41%
80,000,000	23	9.52%
90,000,000	24	10.68%
100,000,000	28	12.03%
110,000,000	19	12.95%
120,000,000	41	14.93%
130,000,000	30	16.38%
140,000,000	21	17.40%
150,000,000	25	18.61%
160,000,000	26	19.86%
170,000,000	16	20.93%
180,000,000	14	21.70%
190,000,000	15	22.30%
200,000,000	13	23.10%
210,000,000	22	23.73%
220,000,000	17	24.79%
230,000,000	19	25.62%
240,000,000	20	26.53%
250,000,000	19	27.50%
260,000,000	17	28.42%
270,000,000	16	29.24%
280,000,000	23	30.01%
290,000,000	12	31.13%
300,000,000	14	31.71%
310,000,000	24	32.38%
320,000,000	12	34.12%
330,000,000	21	35.14%
340,000,000	15	35.86%
350,000,000	13	36.49%
360,000,000	11	37.02%
370,000,000	7	37.36%
380,000,000	15	38.09%
390,000,000	9	38.52%
400,000,000	10	39.00%
410,000,000	8	39.39%
420,000,000	10	39.87%
430,000,000	18	40.74%
440,000,000	2	40.84%
450,000,000	9	41.28%
460,000,000	8	41.06%
470,000,000	7	42.00%
480,000,000	8	42.39%
490,000,000	6	42.68%
500,000,000	12	43.26%
510,000,000	17	44.08%
520,000,000	9	44.51%
530,000,000	6	44.80%
540,000,000	8	45.19%
550,000,000	13	45.82%
560,000,000	7	46.16%
570,000,000	9	46.59%
580,000,000	8	46.98%
590,000,000	10	47.46%
600,000,000	10	47.95%
610,000,000	9	48.38%

資産額(公益財団法人)



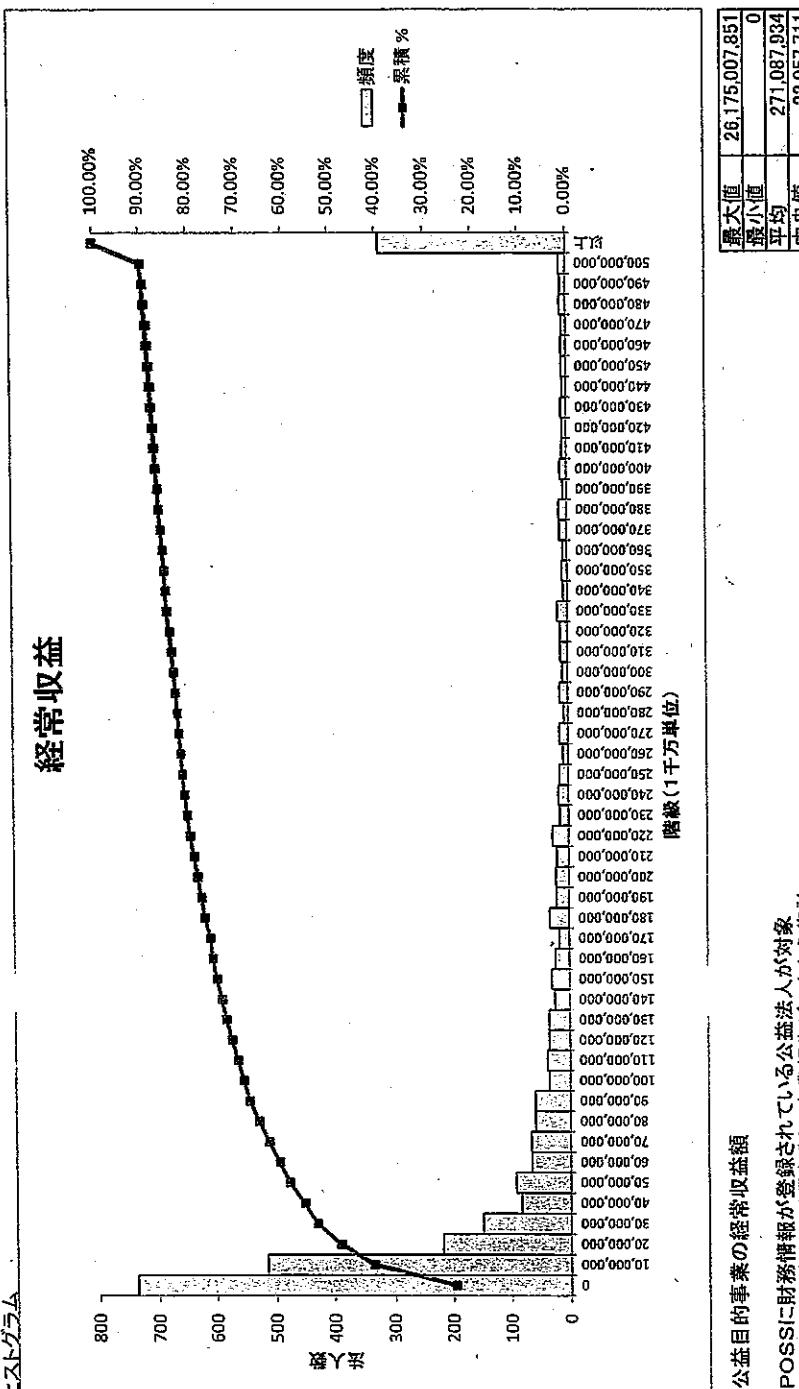
「資産の額」別表C(1) 5欄 資産計より

POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人は除外)
データ登録している最新版の事業報告データから算出

最大値	3,531,035,674,441
最小値	3,910,320
平均	6,539,186,463
中央値	6,552,13,197

620,000,000	8	48.77%
630,000,000	3	48.91%
640,000,000	10	49.40%
650,000,000	8	49.78%
660,000,000	8	50.17%
670,000,000	7	50.51%
680,000,000	6	50.80%
690,000,000	8	51.18%
700,000,000	6	51.47%
710,000,000	7	51.81%
720,000,000	7	52.15%
730,000,000	7	52.49%
740,000,000	11	53.02%
750,000,000	9	53.46%
760,000,000	12	54.04%
770,000,000	7	54.37%
780,000,000	9	54.81%
790,000,000	6	55.10%
800,000,000	7	55.44%
810,000,000	7	55.78%
820,000,000	5	56.02%
830,000,000	9	56.45%
840,000,000	6	56.74%
850,000,000	2	56.84%
860,000,000	3	56.98%
870,000,000	7	57.32%
880,000,000	10	57.81%
890,000,000	5	58.05%
900,000,000	4	58.24%
910,000,000	9	58.68%
920,000,000	4	58.87%
930,000,000	3	59.01%
940,000,000	5	59.26%
950,000,000	4	59.45%
960,000,000	8	59.84%
970,000,000	1	59.88%
980,000,000	10	60.37%
990,000,000	11	60.90%
1,000,000,000	4	61.99%
以上	305	100.00%

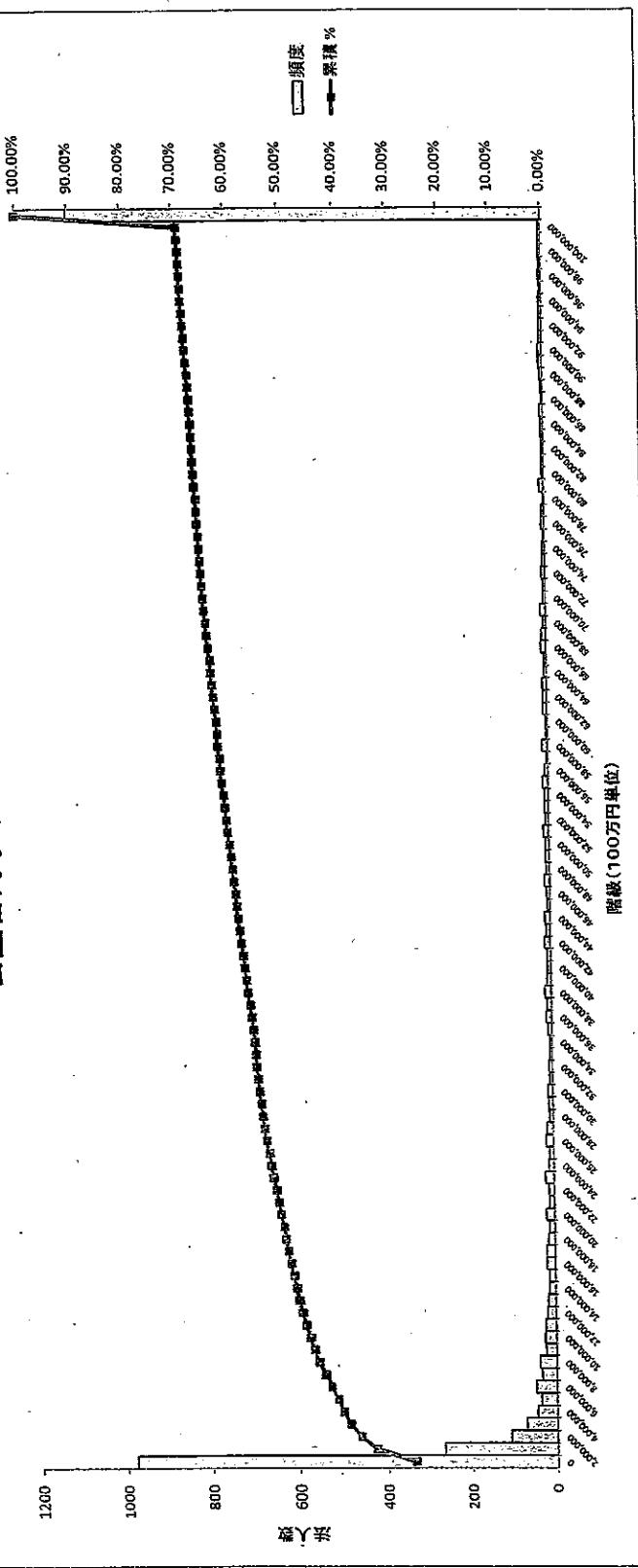
階級	法人数	累積%
0	734	24.39%
10,000,000	515	41.50%
20,000,000	217	48.70%
30,000,000	149	53.65%
40,000,000	83	56.41%
50,000,000	92	59.47%
60,000,000	66	61.66%
70,000,000	67	63.89%
80,000,000	60	65.83%
90,000,000	60	67.87%
100,000,000	35	69.04%
110,000,000	39	70.33%
120,000,000	35	71.50%
130,000,000	35	72.66%
140,000,000	25	73.49%
150,000,000	30	74.49%
160,000,000	24	75.28%
170,000,000	17	75.85%
180,000,000	33	76.94%
190,000,000	21	77.61%
200,000,000	22	78.37%
210,000,000	20	79.04%
220,000,000	27	79.93%
230,000,000	15	80.43%
240,000,000	17	81.00%
250,000,000	15	81.50%
260,000,000	9	81.79%
270,000,000	15	82.29%
280,000,000	7	82.52%
290,000,000	14	82.99%
300,000,000	9	83.29%
310,000,000	12	83.69%
320,000,000	12	84.09%
330,000,000	17	84.63%
340,000,000	7	84.88%
350,000,000	9	85.18%
360,000,000	7	85.42%
370,000,000	12	85.81%
380,000,000	13	86.25%
390,000,000	6	86.45%
400,000,000	11	86.81%
410,000,000	8	87.03%
420,000,000	7	87.3%
430,000,000	9	87.61%
440,000,000	6	87.81%
450,000,000	8	88.07%
460,000,000	8	88.34%
470,000,000	7	88.57%
480,000,000	10	88.90%
490,000,000	9	89.20%
500,000,000	11	89.57%
以上	314	100.00%



公益目的事業の経常収益額
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録している最新版の事業報告データから集計

階級	法人数	累積 %
0	978	27.88%
1,000,000	266	35.40%
2,000,000	108	38.54%
3,000,000	71	40.56%
4,000,000	46	41.88%
5,000,000	37	42.93%
6,000,000	48	44.30%
7,000,000	34	45.27%
8,000,000	39	46.38%
9,000,000	24	47.06%
10,000,000	26	47.81%
11,000,000	24	48.49%
12,000,000	20	49.06%
13,000,000	18	49.57%
14,000,000	15	50.00%
15,000,000	14	50.40%
16,000,000	19	50.94%
17,000,000	19	51.49%
18,000,000	15	51.91%
19,000,000	12	52.25%
20,000,000	19	52.79%
21,000,000	11	53.11%
22,000,000	12	53.45%
23,000,000	20	54.02%
24,000,000	11	54.33%
25,000,000	10	54.62%
26,000,000	16	55.07%
27,000,000	14	55.47%
28,000,000	8	55.70%
29,000,000	9	55.96%
30,000,000	11	56.27%
31,000,000	6	56.44%
32,000,000	7	56.64%
33,000,000	5	56.78%
34,000,000	4	56.90%
35,000,000	8	57.13%
36,000,000	11	57.44%
37,000,000	9	57.70%
38,000,000	14	58.10%
39,000,000	9	58.35%
40,000,000	7	58.55%
41,000,000	8	58.78%
42,000,000	13	59.15%
43,000,000	9	59.41%
44,000,000	11	59.72%
45,000,000	5	59.86%
46,000,000	6	60.03%
47,000,000	11	60.35%
48,000,000	7	60.55%
49,000,000	8	60.78%
50,000,000	8	61.00%
51,000,000	12	61.35%
52,000,000	6	61.52%
53,000,000	8	61.74%
54,000,000	3	61.97%
55,000,000	12	62.31%
56,000,000	7	62.51%
57,000,000	3	62.60%
58,000,000	12	62.94%
59,000,000	3	63.03%

公益目的事業の対価収入の額ヒストグラム



階級	累積 %	頻度 %	累積 %
0 - 100	100.00%	0	100.00%
100 - 200	90.00%	1260	90.00%
200 - 300	70.00%	1000	70.00%
300 - 400	60.00%	800	60.00%
400 - 500	50.00%	600	50.00%
500 - 600	40.00%	400	40.00%
600 - 700	30.00%	200	30.00%
700 - 800	20.00%	100	20.00%
800 - 900	10.00%	50	10.00%
900 - 1,000	0.00%	0	0.00%

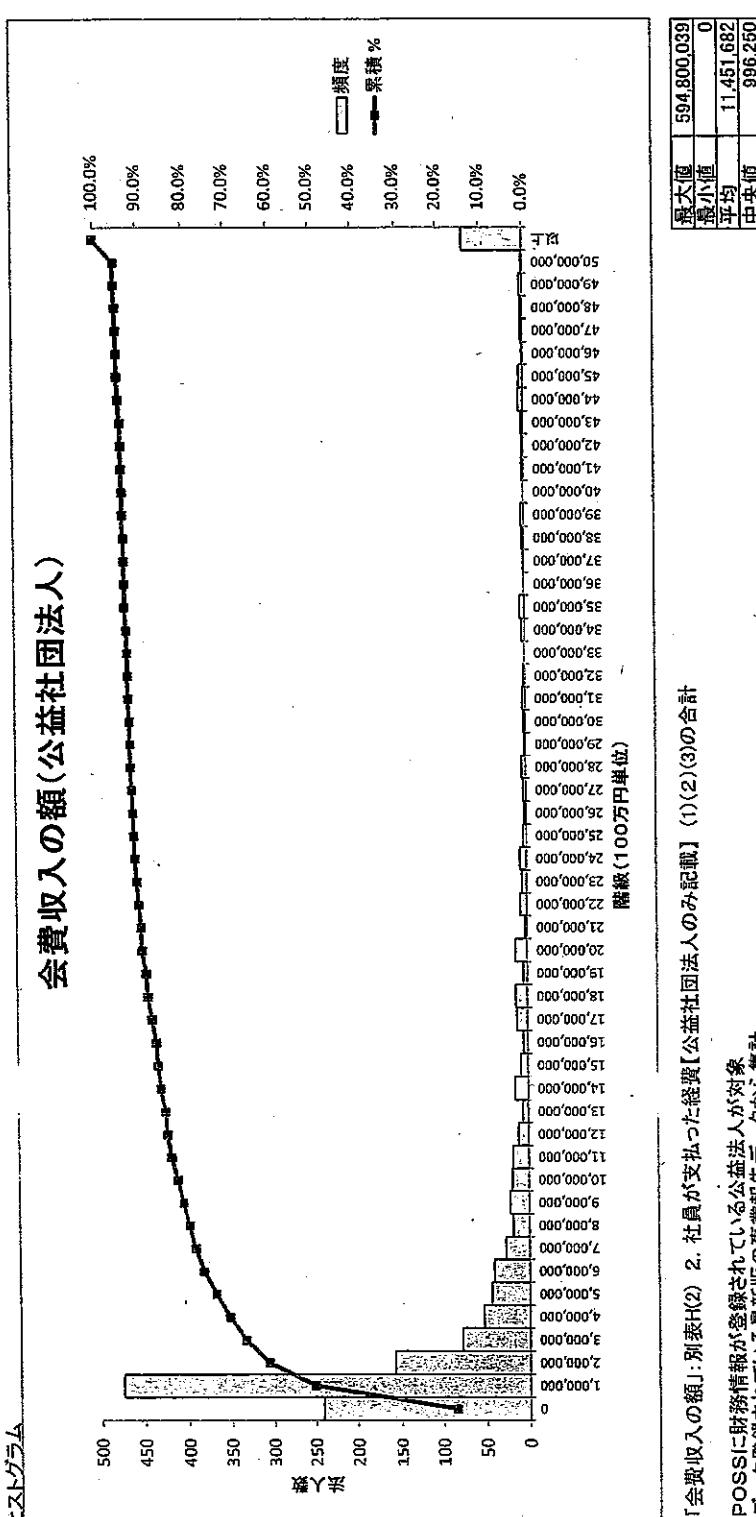
「公益目的事業の対価収入の額」別表H(1)欄 公益目的事業に係る対価収入

POSSに財務情報が登録されている公認会計士による監査
データ登録されている報酬版の事業報告データから集計

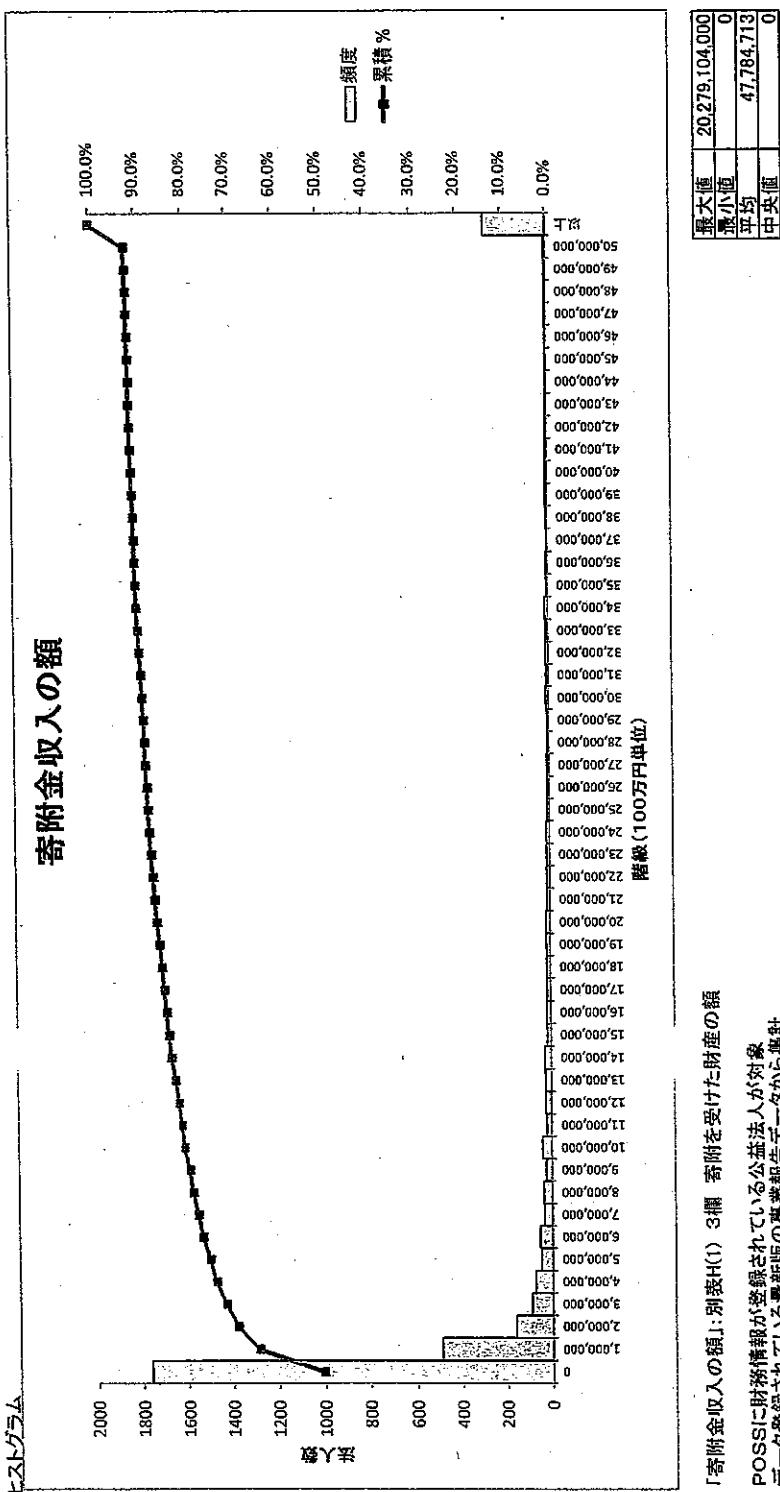
60,000,000	3	63.11%
61,000,000	9	63.37%
62,000,000	8	63.60%
63,000,000	9	63.85%
64,000,000	5	64.00%
65,000,000	4	64.11%
66,000,000	11	64.42%
67,000,000	9	64.68%
68,000,000	5	64.82%
69,000,000	11	65.14%
70,000,000	5	65.28%
71,000,000	5	65.42%
72,000,000	7	65.62%
73,000,000	5	65.76%
74,000,000	4	65.88%
75,000,000	2	65.94%
76,000,000	7	66.13%
77,000,000	5	66.28%
78,000,000	1	66.31%
79,000,000	10	66.59%
80,000,000	3	66.68%
81,000,000	4	66.79%
82,000,000	2	66.85%
83,000,000	4	66.96%
84,000,000	4	67.08%
85,000,000	6	67.25%
86,000,000	2	67.30%
87,000,000	3	67.39%
88,000,000	5	67.53%
89,000,000	7	67.73%
90,000,000	7	67.93%
91,000,000	5	68.07%
92,000,000	5	68.22%
93,000,000	5	68.36%
94,000,000	5	68.50%
95,000,000	3	68.59%
96,000,000	4	68.70%
97,000,000	3	68.79%
98,000,000	4	68.90%
99,000,000	4	69.01%
100,000,000	4	69.13%
以上	1063	100.00%

階級	法人数	累積%
<1,000,000	241	16.9%
1,000,000 - 1,999,999	475	50.1%
2,000,000 - 2,999,999	159	61.2%
3,000,000 - 3,999,999	78	66.7%
4,000,000 - 4,999,999	53	70.4%
5,000,000 - 5,999,999	44	73.5%
6,000,000 - 6,999,999	41	76.3%
7,000,000 - 7,999,999	27	78.2%
8,000,000 - 8,999,999	18	79.5%
9,000,000 - 9,999,999	22	81.0%
10,000,000 - 10,999,999	19	82.4%
11,000,000 - 11,999,999	18	83.6%
12,000,000 - 12,999,999	11	84.4%
13,000,000 - 13,999,999	6	84.8%
14,000,000 - 14,999,999	15	85.9%
15,000,000 - 15,999,999	8	86.4%
16,000,000 - 16,999,999	5	86.8%
17,000,000 - 17,999,999	12	87.6%
18,000,000 - 18,999,999	13	88.5%
19,000,000 - 19,999,999	4	88.8%
20,000,000 - 20,999,999	13	89.7%
21,000,000 - 21,999,999	2	89.9%
22,000,000 - 22,999,999	7	90.7%
23,000,000 - 23,999,999	5	90.7%
24,000,000 - 24,999,999	7	91.2%
25,000,000 - 25,999,999	3	91.4%
26,000,000 - 26,999,999	2	91.5%
27,000,000 - 27,999,999	3	91.7%
28,000,000 - 28,999,999	4	92.0%
29,000,000 - 29,999,999	1	92.1%
30,000,000 - 30,999,999	2	92.2%
31,000,000 - 31,999,999	3	92.4%
32,000,000 - 32,999,999	2	92.6%
33,000,000 - 33,999,999	0	92.6%
34,000,000 - 34,999,999	3	92.8%
35,000,000 - 35,999,999	5	93.1%
36,000,000 - 36,999,999	0	93.1%
37,000,000 - 37,999,999	1	93.2%
38,000,000 - 38,999,999	2	93.4%
39,000,000 - 39,999,999	3	93.6%
40,000,000 - 40,999,999	0	93.6%
41,000,000 - 41,999,999	2	93.7%
42,000,000 - 42,999,999	1	93.8%
43,000,000 - 43,999,999	2	93.9%
44,000,000 - 44,999,999	5	94.3%
45,000,000 - 45,999,999	4	94.5%
46,000,000 - 46,999,999	1	94.6%
47,000,000 - 47,999,999	2	94.8%
48,000,000 - 48,999,999	2	94.9%
49,000,000 - 49,999,999	3	95.1%
50,000,000 - 50,999,999	1	95.2%
以上	69	100.0%

1429 (公社のみ)

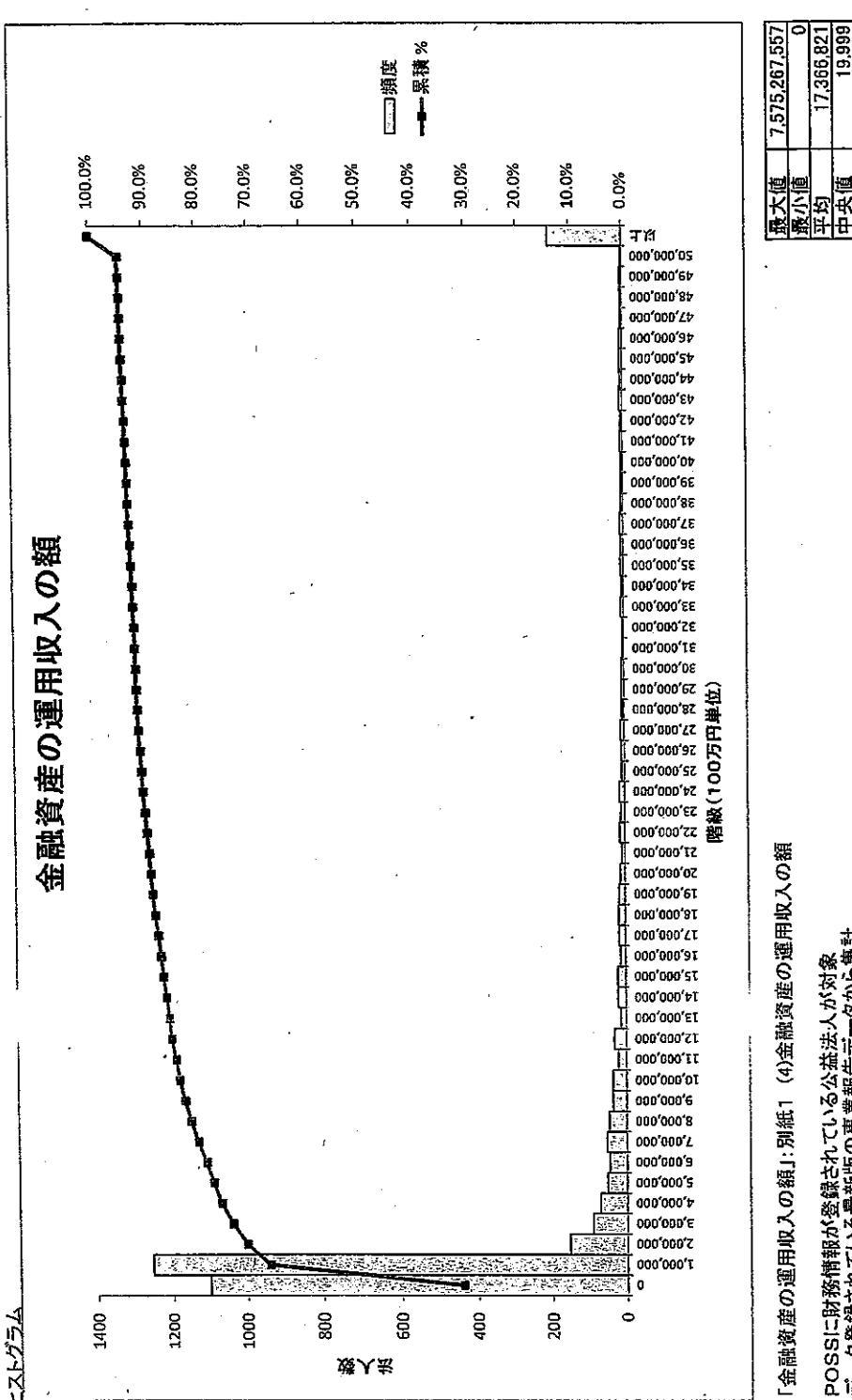


「会費収入の額」別表H(2) 2. 社員が支払った総費【公益社団法人のみ記載】(1)(2)(3)の合計
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから集計



「寄附金収入の額」別表H(1) 3欄 寄附を受けた財産の額
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

階級	法人数	累積%
0	1,765	50.3%
1,000,000	492	64.3%
2,000,000	162	69.0%
3,000,000	91	71.6%
4,000,000	76	73.7%
5,000,000	49	75.1%
6,000,000	55	76.7%
7,000,000	35	77.7%
8,000,000	36	78.7%
9,000,000	26	79.4%
10,000,000	41	80.6%
11,000,000	22	81.2%
12,000,000	25	82.0%
13,000,000	25	82.7%
14,000,000	29	83.5%
15,000,000	16	84.0%
16,000,000	17	84.4%
17,000,000	15	84.9%
18,000,000	16	85.3%
19,000,000	16	85.8%
20,000,000	19	86.3%
21,000,000	13	86.7%
22,000,000	13	87.1%
23,000,000	11	87.4%
24,000,000	11	87.7%
25,000,000	9	87.9%
26,000,000	7	88.1%
27,000,000	9	88.4%
28,000,000	5	88.5%
29,000,000	6	88.7%
30,000,000	10	89.0%
31,000,000	9	89.3%
32,000,000	11	89.6%
33,000,000	9	89.9%
34,000,000	11	90.1%
35,000,000	4	90.3%
36,000,000	8	90.5%
37,000,000	1	90.5%
38,000,000	6	90.7%
39,000,000	7	90.9%
40,000,000	6	91.0%
41,000,000	5	91.2%
42,000,000	5	91.3%
43,000,000	4	91.4%
44,000,000	2	91.5%
45,000,000	3	91.6%
46,000,000	3	91.7%
47,000,000	6	91.8%
48,000,000	3	91.9%
49,000,000	4	92.0%
50,000,000	6	92.2%
以上	273	100.0%



「金融資産の運用収入の額」別紙1 (4)金融資産の運用収入の額
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

階級	法人数	累積%
0	1039	31.3%
1,000,000	1265	67.1%
2,000,000	154	71.5%
3,000,000	93	74.1%
4,000,000	73	76.2%
5,000,000	53	77.7%
6,000,000	46	79.0%
7,000,000	54	80.6%
8,000,000	47	81.9%
9,000,000	37	83.0%
10,000,000	37	84.0%
11,000,000	22	84.7%
12,000,000	32	85.6%
13,000,000	13	85.9%
14,000,000	21	86.5%
15,000,000	21	87.1%
16,000,000	13	87.5%
17,000,000	17	88.0%
18,000,000	18	88.5%
19,000,000	16	89.0%
20,000,000	12	89.3%
21,000,000	8	89.5%
22,000,000	13	89.9%
23,000,000	10	90.2%
24,000,000	14	90.6%
25,000,000	7	90.8%
26,000,000	7	91.0%
27,000,000	10	91.3%
28,000,000	5	91.4%
29,000,000	6	91.6%
30,000,000	5	91.7%
31,000,000	4	91.8%
32,000,000	2	91.9%
33,000,000	7	92.1%
34,000,000	4	92.2%
35,000,000	7	92.4%
36,000,000	5	92.6%
37,000,000	8	92.8%
38,000,000	5	93.0%
39,000,000	4	93.0%
40,000,000	4	93.2%
41,000,000	6	93.3%
42,000,000	4	93.4%
43,000,000	7	93.6%
44,000,000	5	93.8%
45,000,000	6	94.0%
46,000,000	6	94.1%
47,000,000	2	94.2%
48,000,000	4	94.3%
49,000,000	4	94.4%
50,000,000	1	94.4%
以上	195	100.0%

米国における非営利組織の会計の枠組みと小規模法人の取り扱いについて

文責；金子良太

まず、米国における非営利組織の位置づけと Form 990 について述べる。次に、米国における非営利組織会計の設定主体とその現状について述べる。最後に、小規模という共通の特徴を有する非公開企業と、非営利組織との異同を示す。

1.米国における非課税の非営利組織の類型と Form 990

1-1 非課税組織の代表たる 501(c) (3)に掲げられる団体について

内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第 501 条第 C 項に掲げられている、内国歳入庁 (Internal Revenue Service; IRS) の承認を受けた団体が法人所得税の非課税団体となる。IRS Publication 557, "Tax-Exempt Status For Your Organization" によればこの第 501 条第 C 項に掲げられる団体だけでも多岐にわたるが、中でも、宗教、慈善、科学、教育、動物や児童虐待の防止等を目的とする同項第 3 号に該当する 501(c) (3) の団体は公益性が高く、政治活動等が制限され、非営利の同人組織、業界団体などの共益組織などとは区別され、税務上の恩典も最も大きい。

Giving USA(2012)によれば、2011年には当該団体数は約108万となり、前年の約128万より大きく下落している。2006年の The Pension Protection Act により宗教団体以外の多くの団体において、年間総収入金額が25000 ドルに満たなくとも、税務申告書の提出を義務付けられた。3年連続でこの規定を遵守しなかった団体が認可を取り消されたことが、団体数減少の大きな原因である。それらの団体の多くは非常に零細、もしくは活動を行っていない団体と推定されている。

1-2 Form 990 について

Form 990 は、501(c)(3)団体が毎年 IRS に対して提出する税務申告上の書類である。税務申告上の書類といつても、広く一般に公開されている。この背景にある法律が、1999 年に施行された「Omnibus Consolidated and Emergency Supplemental Appropriations Act, 1999(Public Law 105-277; H.R.4328)」である。この法律では、当該団体のホームページで Form990 を開示することで、第三者からの要求に対して、個別対応する義務がなくなることとなる。そのため多くの 501(c)(3)団体のホームページで Form990 が開示されている。財務諸表については、基本的に以下に述べる FASB の会計基準に従うこととなるが、Form 990 では、それに一定の修正を加えた数値も合わせて表示される。

2007 年に新たな Form990 の様式が IRS より告示され、2009 課税年度よりこの様式に基づいて提出されるようになった。新様式では、ガバナンスに係る記載が大幅に拡充されて

いる。非営利組織が提出する Form 990 は、NCCS (National Center for Charitable Statistics) <http://nccs.urban.org/> などのウェブサイトより参照できる。Form 990 には、組織の規模に応じて簡略的なものを含めていくつかの種類があり、2010 課税年度以降は、規模に応じて次の通りの書類を提出することになる。(2009 課税年度までは総収入 25,000 ドル以下が 990-N の対象となっていたが、2010 課税年度よりこれが 50,000 ドルへと引き上げられた。)

総収入 5 万ドル以下	990-N
総収入 5 万ドルを超え 20 万ドル未満、	
かつ総資産が 50 万ドル未満	990-EZ または 990
総収入 20 万ドル以上または総資産 50 万ドル以上	990

これらの書類は会計年度終了後 5 カ月後の 15 日までに提出されなければならないが、990 及び 990-EZ はその後 3 カ月の猶予が認められる。教会や Form 990 を提出している団体の下部組織は、Form 990 を提出しなくてよい。ただし他の組織をサポートすることを目的とする組織（中間支援組織等）は、小規模で収入が 50,000 ドル以下でも、これらの書類を提出しなければならない。

Form 990-N では、会計関連の情報としては、年間総収入が 5 万ドルに満たないことを証明すれば足りる。提出が遅れた場合の罰金も規定されていないが、3 年連続で 990-N の電子申告を怠ると、501(c)(3)団体としての資格が取り消される。

Form 990 と Form 990-EZ の違いであるが、Form 990 では費用を事業費・管理費・ファンドレイジング費用に 3 区分したり、収益についても収益事業とプログラムからの収益など詳細な区分が求められている。貸借対照表では、事業区分ごとの詳細な開示は求められていない。これに対して Form 990-EZ では、貸借対照表はより簡略化されたものであり、収益や費用についても事業費・管理費の区分は求められない。

1-3 会計規制について

会計情報の開示に関しては各州の規定によることとなる。すべての規模の組織に対して一定の会計情報の開示を要求する州もあれば、大規模組織にのみ監査報告を位置づけている州もあり、その規制は多様である。またその規制の強弱も、規模のみならず政府〔連邦政府・地方政府〕からの補助金の受領額も影響することがある。

2.米国における非営利組織会計の設定主体と最近の動き

米国では、非営利組織の会計基準を設定する最も権威ある主体として財務会計基準審議

会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) が認められている。FASB は、民間企業の会計基準を規定している機関であるが、USGAAP を構成する基準設定プロセスの一環として、非営利セクターにもかかわっている。1983 年に非営利会計の公開草案が FASB により公表されたことをはじめに、1985 年には概念基準書が、そして 1993 年に FAS116 号「受け取った寄付及び支払った寄付に関する会計」が、続いて FAS117 号「非営利組織の財務諸表」が公表され、統一的な非営利会計の基準が確立している。非営利組織に関する各種規定は、現在では、会計基準のコード化体系 (*Accounting Standards Codification; ASC*) 958 にまとめられている。会計基準には、小規模法人に対する会計簡略化に関する記載はない。

これまで、FASB ではセクター特有の取引（寄付等）と、企業とも共通する取引双方に言及してきた。2000 年代後半に、FASB は非営利セクターに特化したスタッフを追加した。そして、これらの取り組みを強化するうえで、NAC (Not-for-Profit Accounting Committee) の設置を認可した。2009 年より NAC の活動が開始されている。

委員会では現在の、もしくは提案されたテクニカルアジェンダの研究や提言だけではなく、たとえば SEC が企業会計の基準として IFRS を承認した場合の非営利セクターにおける各種措置など長期的な課題にも取り組んでいる。

委員会は非営利セクターに見識のある約 15 名の委員から構成され、内訳は財務諸表作成者、利用者、監査人、学識経験者、法制担当者など多様である。さらに非営利の特性（高等教育、医療、パブリックチャリティなど）や規模、利用者のタイプ（資源提供者、債権者その他）や地域、性別および人種の面で多様性を有するよう意図されている。規制機関や AICPA のテクニカルスタッフも会議に加わっている。委員は FASB 議長により指名され、任期は 3 年である。

3 非営利組織会計と非公開企業向け会計との異同

現在、FASB では非公開企業向けの会計が審議されている。非公開企業向けの会計と非営利組織会計にはそれらの組織に小規模なものが多く含まれることから共通点が見られ、非営利組織においてもコスト・ベネフィットの関係からどのような開示が求められるかが検討されている。

非公開企業の特徴として

- ・財務諸表利用者の類型
- ・経営陣へのアクセス
- ・投資戦略
- ・所有構造
- ・経理にかける経営資源
- ・研修・教育

といった点が公開企業とは異なることが挙げられる。非営利組織にも当てはまる点がある

ものの、同一視はできない。それは、非営利組織が規模的には小さく非公開企業と類似する点があるにせよ、より広範な説明責任を有していることもあるからである。

多くの非営利組織は外部への説明責任を有するのは、(a)彼らのサービス目標を達成するために資金を使うという約束と引き換えに一般大衆に寄付を募ること (b)政府や納税者からの支持を得て免税特権を有すること (c)非課税の債券を市場で発行することがある。

たとえば、一般大衆より寄付を募るため説明責任が高く求められるのであれば、非公開企業の会計・開示規定では不十分である。これらの非営利組織では、効果的かつ効率的にサービス目標を達成したかを示すために詳細に財務成果を開示する責務がある。これらの組織は法人税を支払う必要がなく、州税や各種地方税も免除されていることが多い。

非営利組織が社会的に説明責任を有することは、財務報告目的から公開会社と同様に扱われるべきことを意味するわけではない。しかし、非営利組織の財務報告責任は非公開会社と同様とは言えないこと、非営利組織の情報開示に際して非営利組織特有の情報ニーズを考慮する必要があることを示している。

(主要参考文献)

FASB Not-for-Profit Advisory Committee

<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176156543050>

Giving USA (2012) "The Annual Report on Philanthropy for the Year 2011."

IRS(2009) "Compliance Guide for 501 (c) (3) Public Charities."